

第23回生活・ビジネスインフラWG議事概要

1. 日 時：平成17年11月1日 14:30～15:50
2. 場 所：永田町合同庁舎1F第4会議室
3. 議 題：エネルギー自由化に関する検討状況について
4. 出席者：【規制改革・民間開放推進会議】
鈴木主査、黒川委員、矢崎委員、原委員
【経済産業省】
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課長 菅原郁郎
電力市場整備課長 片山啓
ガス市場整備課長 守本憲弘
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
エネルギー等電気利用推進室長補佐 永見靖
原子力安全・保安院 ガス安全課長 大村哲臣
【有識者】
東京大学社会科学研究所 助教授 松村敏弘
【事務局】
田中室長 井上参事官 他

5. 議事概要

鈴木主査：全体で1時間を予定していますが、20分程度で電力、ガスと説明をして頂いてその後、質疑をさせて頂きたい。

菅原課長：頂いたご指摘項目に沿って担当から電力、ガスで通して説明する。

片山課長：はじめに制度改革の実効性の評価だが、1ページにあるように10月に電気事業分科会の下に制度改革評価小委員会を設置し、評価・検証作業に着手をしたところ。審議事項は二つ大きな事項についての評価。一つは、効率化、安定供給、環境保全などの政策目標がどのように達成されているか。もう一つは、今年の4月から導入された振替供給料金いわゆるパンケーキの廃止、卸電力取引市場の創設、電気事業法上における行為規制の導入、さらには中立機関の設立といった個別の改革がどういった成果を上げているのかということの大きく二つについてやっていくことで、東京大学の金本先生に委員長を引き受けて頂き、今日お見えの松村先生にも委員に入ってもらって評価に着手したところ。二つの大きな視点で評価していくにあたって、どういった項目、評価の視点でやっていくかを第一回委員会の審議で、これから述べる方向で作業を進めていこうと言うことでご理解を得た。

まず、効率化の視点からの評価として、小売市場、卸電力市場に分け、まず小売市場については、小売り料金が改革によりどのように変化しているのか。そのうち、こ

ういう変化が自由化によるものなのか、その他の外性要因によりもたらされたのか、あるいは、料金以外の取組みはどうかになっているのか。それから自由化範囲を拡大してきた訳だが、需要家の選択肢は確保されているのかという視点からも評価を行う。評価項目としては、電気料金水準の推移、改革が料金に与えた影響の定量的分析ということを行う。料金以外の視点としては、サービス面での取組みや電力会社としての事業基盤強化に向けた取組みなどがどういう風になっているかという観点からの評価。また、需要家の選択肢としては、新規参入者などの事業者数およびそのシェア、さらには需要家の満足度といったことで評価していきたい。

卸電力市場については、これまでの数次の改革により色々なプレーヤーが卸電力市場に参入してきているが、こういったことを受け、マーケットが活性化されているかどうか。さらには今年の4月に取引所が開設されたが、そこで指標価格の形成あるいは販売・調達手段の充実といった当初の目的が達成されているのかという観点から評価していきたい。

評価項目については、卸電力市場の枠組み、全体像がどうかになっているのかということ把握する。取引所については、そういった全体像の中での位置づけ、現に行われている取引の量あるいは価格といったもの。さらに従来一般電気事業者間で行われていた経済融通分相当が取引所で取引されているかどうか、あるいは取引所活性化にあたってさらなる改善策は何なのかといった観点から評価する。

2番目の安定供給の観点からの評価であるが、まずは、中長期的な設備形成、維持・更新というものが制度改革の中でどのように行われているのか。特に自由化環境下において設備投資が十分になされ、安定供給が確保されているのか。さらに設備の維持・更新が適正に行われているのかどうか。さらには電源ベストミックスというものに変化が生じていないのかという視点から評価をしていきたい。評価項目としては、いわゆる供給信頼度、予備力の状況、設備投資額の推移等を具体的に見ていきたい。さらに、連系線というものが広域流通の障害になっているのかどうか。また、短期的には日々の給電指令、系統管理というものが制度改革のもとにおいてもきちんと行われているのかという観点から評価したい。

保安・災害復旧、あるいは技術開発、技術継承といった項目についても評価をする。

3番目の環境保全の観点からの評価については、制度改革により環境に配慮しない電源構成が志向されていないかといったことを評価したい。

4番目は、個別の制度改革の評価と言うことで、まず、託送制度がパンケーキの廃止で変わってきたが、そういったことで広域的な電力流通が変わってきているのかどうか。それから30分同時同量ということで新しいインバランス料金制度を導入したが、こういった制度が効率的な系統利用と系統安定を確保しているのかどうかという観点から評価したい。二つ目は行為規制であるが、これが確実に実施されているかどうか。三つ目の中立機関であるが、送配電分野における系統アクセス等がきちんと公

平性、透明性を確保して行われているのか。

今後のスケジュールについては、既に2回開催されているが、年内今後2回開催し、来年の夏頃電気事業分科会に報告したい。

会議からご指摘を受けている30分同時同量のルールについては、先程述べた評価・検証作業の中で、その制度改革が当初の目的を達しているのかどうかを評価する中で考えていきたい。

2001年答申の骨格については、今一体どのような検討状況になっているかということだが、これは9ページ目に今年3月の閣議決定をつけさせて頂いているが、平成19年から全面自由化についての検討を開始するということになっており、こういうことを踏まえて、まずは今年度からこれまでの制度改革の評価・検証に着手したということ。そういったことを踏まえ、平成19年から検討開始をしたい。

永見室長補佐：風力発電の系統連系対策については、総合資源エネルギー調査会の下に小委員会を設置し、昨年4月から検討し、昨年一度中間報告を出している。それに基づくレビューをし、今年6月に中間報告のレビュー結果を出した。この結果に基づき現在資源エネ調において、系統連系対策の検討を進めているところ。

中身については、平成17年度から講じることが期待される対策と継続して検討を行っていく対策と大きく二つに分けられる。平成17年度から講じることが期待される対策としては、導入量拡大のための具体的対策として、導入量に制約がある地域については、解列枠の募集と蓄電池等の導入というのがある。解列枠の募集というのは、夜間においては系統との接続を切るといような形を前提とした募集を行うということで、北海道電力等において今後検討をして頂くことになっている。蓄電池等の導入ということで、不安定な風力の出力を安定化されるために風力に蓄電池を併設することを前提に、連系の枠を設けるとい対策を東北電力、九州電力等において今後検討して頂き、来年度から実施して頂くことで現在詳細な詰めを行っている。来年度、資源エネルギー庁としては蓄電池の導入に関する補助金の予算要望をしており、こういった取組の支援を行いたい。

また、導入制約のない地域については、風力発電の立地や導入量拡大に向けた基盤的対策をいくつか行うこととしている。

引き続き検討を行っていく対策としては、引き続き会社間連系線の活用についての検討を行っていく。

守本課長：ガスについては、今までは50万 m^3 以上を大口としているが、平成19年にこれを10万 m^3 まで引き下げるとの検討を進める中で、これまでの自由化の評価や同時同量等についての評価についての枠組み、プロセスをちょうど始めたところ。お手元の資料についても10月7日に審議会、都市熱エネルギー部会が開催された際に出した

資料になる。資料2を見て頂きたいが、10万 m^3 の拡大にあたって、まず、これまでの自由化範囲拡大の当面の評価を行う。それから10万 m^3 まで拡大する際の実施方法等の検討について議論する。その中で検討項目として5つほど掲げている。一つめは、自由化範囲の担保方法について。次に託送供給制度の充実、強化について。これが、ご指摘にある同時同量などの託送供給ルールに該当するところである。それから保安確保のための仕組みについても検討するが、これは別途原子力安全・保安院の方で詳細な検討をする。それから5番目の新規導管設置による利益阻害性判断基準についても必要に応じて検証を進めていく。こういう形で検討項目を決め、ちょうど検討プロセスを開始したところ。これに関していうと来年の春以降を目処にこの結論を出し、パブリックコメント、必要に応じた法令改正ということで平成19年を目処に実施していきたい。

ご指摘を受けている実効性の評価であるが、当面の評価として、資料1を元に部会でご議論頂き、ご承認頂いている。まず2,3ページについてはこれまでやってきた市場の自由化スケジュール。これは平成7年からやってきて、16年まで徐々に50万 m^3 まで拡大してきた。19年を目処に10万 m^3 まで拡大する予定で、さらに10万 m^3 未満についての検討を行っていく。4ページは、一般ガス事業の用途別販売量の推移ということで、特に工業用が大きく伸びており、かなりスケールメリットも出てきている。5ページを見て頂くと、特に工業用1件あたりの販売量が1970年と比較して22倍になっている。つまりかなり大規模なお客さんが増えている。6ページは事業費用構成だが、原材料費についてはLNGの輸入価格に伴って平成7年までは下がってきたものの、それ以降の原油価格の上昇、それに伴うLNG価格の上昇により値段が上がっている。それ以外のコストに関していうと、労務費、経費、減価償却費があるが、1 m^3 あたりでみると着実に低下している。7ページのインフラだが我が国のパイプラインの現状ということで、日本の場合は基地中心に放射状に伸びているパイプラインが特徴だったが、最近広域的なパイプライン作る動きが出てきており、例えば関西市場と中部圏が結ばれるとか、東北では福島の方、あるいは山形の方までのびていく。九州の方では福岡と熊本をつなぐラインなど、こういったものができつつある。これについてはエネ庁としても支援手段を用意しつつ進めていきたい。11ページの新規参入状況を見て頂くと、一般ガス事業者による供給区域外への大口供給は36件、新規参入者は16事業者で74件であるが、新規参入者による全大口供給量に占めるシェアは7.6%になっている。この7.6%というのは16ページをご覧になって頂くと、自由化が始まった7年以降、13年くらいまでは2%位だったが、14年度以降非常に伸びが急速になっており、14、15、16と加速度的に伸びている。我々の方で把握している感じだと、届出ベースだが、まだ16年度末以後も、かなりの件数が出ており、この勢いは相当続いていくという風に考えている。13ページに新規参入者の参入方式ということで自営導管が31件、42%、託送供給が35%、その他、これはメーカー

方式といっているが、需要家にわたる直前に商社などに渡すという方式である。需要量にしてみると、500万 m^3 以上が非常に多い。次いで100万~200万、さらに200万~500万といった需要分布になっている。15ページだが個別の名称を抜いているのでわかりにくい、大口供給上位10社というランキングをとると、第4位には新規参入者が入っている。第9位にも入っているという状況である。これは大口だが、卸供給についても、5位、9位に新規参入者のガス導管事業者が入っている。ガス業界全体のプレゼンスという面でもかなり大きいものになってきている。17ページについてはガス料金単価の推移についてだが、56年度以降ガス料金の平均単価はLNGの輸入価格の低下に伴って低下していたが、平成7年度以降はLNG価格が上昇しているものの、ガス料金の単価は継続して低下している。スケールメリットが出てきているということだろう。18ページの標準家庭のガス料金だが、いわゆる大手3社の価格の推移を載せているが、残念ながら料金引き下げをするはしからLNG価格が上がっており、料金は横ばいであるが、料金改定にすると15%位下がっている。

ガスの自由化範囲の更なる拡大についての考え方だが、これは昨年この委員会でも議論頂いたが、10万 m^3 未満の拡大についても18年度を目処に課題を明らかにするとしており、10万 m^3 以上の課題を片づけた後、その検討に入っていくという風に考えている。

大村課長：ガスの自由化範囲拡大に伴う需要家の保安については総合エネルギー調査会の中の都市熱エネルギー部会の下にガス安全小委員会を設け検討しているところ。今後の自由化範囲拡大にあたっての需要家保安の検討についてだが、新規の参入状況や事故の発生状況、自由化範囲拡大に伴うガスの使用形態というものを踏まえ、需要家保安というものを検討していく。既に第1回目の委員会は開催しており、問題設定をしたところ。今後のスケジュールは全体と歩調を合わせて、平成17年度末を目途に小委員会の結論をとりまとめるという予定である。

(質疑)

鈴木主査：それでは、質疑に移ります。どなたでもご質問、ご提案どちらでも結構ですのでどうぞ。

松村助教授：ガスの保安のことについてだが、10万 m^3 へ拡大するのに伴って必要な保安措置を検討するのか。それとも将来的な自由化範囲のさらなる拡大することを想定した場合、保安面が障害になり得るので、そういった面についても検討するのか。

大村課長：現在は50万 m^3 以上と言うことで、自由化範囲は大口需要家なので保安能力があり、一般事業者に対する保安の責務があるが、それを免除している。10万 m^3 まで自由化範囲を拡大すれば需要家の数も増えるので、状況が変わってくるので、そういった面を踏まえて、ガス事業者が講じるべき保安措置はどのようなものが必要かという

ことを検討する。10万 m^3 以下については、18年以降に10万 m^3 以上を検討した後、検討を行いたい。現在の検討のものは10万 m^3 以上の保安のところになる。

鈴木主査：一番の関心事は何かということ、電力で言うと、19年度以降検討という検討の結論がいつになるのかということ。当然その検討は何かといたら、特別高圧から始まって高圧ときたのだから、しかも2001年の提言には、明確に全面自由化ということを行っているし、それ以前の高圧の段階から全面自由化というのはひとつのシンボルマークだった。しかも、ある時期におけるエネ庁の基本的な考え方も全面自由化に向けてとにかくひた走るのだという強い決心を持っておられた。それがぐらぐらしつつもあるが、その全面自由化ということに対して今どういうビジョンを持っているのか。どうせこういう風に聞いたら19年から慎重に検討して、数年かけて結論を出しまして、その結論はどこに行くのか今の段階ではよくわかりませんとこう言われそうだが。

菅原課長：そのとおり。

鈴木主査：私は電力供給の自由化ということをエネ庁が知らない時から言っていた。それは特定供給の範囲拡大と自己託送の容認だ。これを1996年に発案したのは私だ。狙いは何かといたら、特定供給の供給範囲を広げていく、仲のいい人に広げていく、隣の人に広げていく、全部にまで広げてしまえば、特定ではなくなる。そしてそれを託送しなさいという風にしていけば小売の完全自由化ができる。それが1996年の話。97年になったら、自由化が諸外国でやられておるということで、あ那时的の経産大臣が年頭の挨拶で、発送電分離ありうるべしと言って問題になった。エネ庁の人が調査に行ったが、帰ってきて小売りの自由化というのが海外でやっていて、日本でもやらないとだめだという風になったのがそもそもの出だしとなった。その後もいろいろ曲折があったが、特別高圧が自由化された後の自由化のスケジュールについて3年後の検討だと変えさせられた。当時のエネ庁の人にとっては不本意だったろうけど。今回はそれが、高圧にまで拡大された後の全面自由化論議は、2007年から検討開始だという。私はその前の会議でも3年後から検討開始では問題だということで、2001年が3年後にあたったが、その2年ほど前に2001年を待たずにすぐに検討開始しなさいといい、翌年には2001年から実施できる体制にしなさいといい、ようやく2001年に具体的な実施案を提言した。その前例に倣って、今回も2年前に検討を開始しなさいと言った。世の中から見ると、2004年に開始して2007年まで実績を見て、2007年から検討を開始するというのは遅すぎるということと言った。そこまではよかったが、昨年は大変なエネ庁の抵抗に会い、検討の継続をするという、わからないことを書かせられた。今年はどうするのだということだ。

菅原課長：全面自由化というものは、目的ではなく手段である。何を達成するかが一番重要。電力会社に規律ある競争をもたらす、最終的には消費者の利便の向上を図ること。消費者の利便とは、必ずしも値段だけで決まるものではなく、保安や供給安定性、最

近では環境面も供給サイドから考えた上で、需要家に適切なものを選択してもらおうと、いろんな要素があると思う。その中で全面自由化を一つ的手段としてみた場合に今あるいくつかの消費者を軸とした我々の政策目的に全面自由化がどれだけ合致するかと言ったところ。先程鈴木主査から歴史についてお話しされ、私も何度もお聞きしているが、確かに電力の改革というものは90年代初めくらいから主査のアドバイスも受けながら進めてきたが、90年代のいわゆる経済が停滞傾向にある中で、日本経済を引き上げるためにはインフラとしての電力料金が高いと言うことが足を引っ張っているのではないかと、これをどのように引き下げるかが問題であった。そのときには、電力の規制緩和、改革、競争促進による料金の引き下げというのは政策上最大の目的であったと思う。ただ、それがその後供給の安定性や環境面についてやっぱり国際的にも、例えば電力自由化について先行していたヨーロッパ、アメリカがその後一体どうなったのか。一旦料金が下がったけれども、ヨーロッパでもアメリカでも自由化したら上がってくる。競争促進のため、いろいろな企業体を分断したところでも、その後の自由化の中で水平統合や垂直統合が始まってきている。一方で、送電線網などのインフラの整備というところで、アメリカにせよヨーロッパにせよ不安定性、むしろ投資の欠如という問題が生じてきたのではないかと。90年代初めくらいに通産省が日本経済を引き上げるためには料金引き下げだと言う状況と、先行するヨーロッパの事例もにらむと、やはり全面自由化だけをやれば、全てが解決できるという時代状況では無くなってきたのではないかと。むしろヨーロッパなどの失敗の跡をなぞる必要は全くなく、むしろ彼らの経験を生かし、日本の今の実態にあった一番望ましい電力なりガスの供給体制、需要家の利益向上のためにどういうシステムがいいのかと言うことをまじめに考えるべきではないかと。特に最近、環境面や供給安定性を考えると、別途、原子力部会を今年の夏くらいから動かし始めているが、その中でもセキュリティや環境を両方やる関係で、原子力発電所をこれから一体どうしていくのかというのが大きな課題と考えている。原子力と自由化との関係はある一面利害相反するところが電力会社にはでてくるので、その調整をどうするのかということも、90年代前半にはなかった課題としてやはり大きな政策目的として浮上してきた。いろんな要素がその後出てきたので、自由化、手段としての全面自由化について今の段階でもうやめたとか言うつもりは全くないが、よくよく考えると、ヨーロッパなどの下手な失敗をなぞらないように一番適切な道を歩みたいと。そのために一つ一つ評価をした上で、日本の実態にあった電力改革の在り方は何かと言うことをまじめに考えたいというのが本心。昔こう決めたからその通りにやるべきだというのは、その後色々な事情が変わったということをして是非ご理解頂きたい。

鈴木主査：合理的に変化した問題というのがそれを上回るものであるならば、それについて考えるのは当然である。同じ宗旨、宗派のもとでやる必要ないのはその通り。その

状況というのは一体何なのか、今の答えでは原子力と言うことだが、原子力というものと全面自由化が相反するならばそれは何なのか。これまでも原子力の問題も扱ってきたが、むしろ原子力というものが9電力会社だけではなく、その他にも原子力をやれる人があるかも知れないとの発想に立ち研究もした。たとえば、城下町工場みたいな工場があるが、地元の了解というのが原子力立地の最大のネックに従来はなっているが、そういう点でよりスマートにやれるかも知れない。そのような視点から考えてみたこともある。だから、原子力を考えなくてはいけないからということが、自由化となぜ衝突するのか。

菅原課長：原子力の一つの要素。後は送電線網がある。逆にヨーロッパ、アメリカでなぜあのような大停電が起きたかと。全面自由化があったからあの大停電が起きたと、ストレートに言うつもりはないが、なぜ、送電投資、インフラ投資があれほど遅れてしまったのか、もしくは保安面での何らかの問題が起きたのか、これらと自由化との関係は何だったのか。もし自由化が強く関係しているのであれば、同じ自由化するにしてもどういうセーフティネットを張らなくてはならないかとか、わからないと先ずやってみて、それで供給支障が生じた、後は送電網を中心とするインフラ整備が何年間か遅れてしまう、というのは避けなければならない。原子力というのはそういう大きな課題の一つである。それで原子力と自由化との関係で、どこで利害が衝突するのかということについて、電力会社は我々に対して、自由化で将来需要がどうなるかわからない中で、長期の原子力について、3,000億とか4,000億かかる、しかもそのリターンはずっと後になる。需要が確保できない中で、どうやって我々は設備投資についての大決断ができるのかというものすごく単純なことを言ってきている。そんなこと無いだろうとまさに今原子力部会で議論を始めているところ。

鈴木主査：昨年も、ああいう答申を書かざるをえなかった時にエネ庁長官から聞いた言い分がそれだった。本来自由化が目的でないというのは私も賛成だが、それではあの独占体制のもと数十年間あぐらをかいてきた電力会社が、競争を通じて、サービス、質、価格という点でどういう努力をしてきたのか、これを促進するためにやっているのが自由化の貫徹だ。その成果はどうなのかということになると、ほとんどらしいものは出ていない。この前九州電力が中国電力の領域へ一つ入るといった話が新聞に載っていたが、そこら辺も動かない。御省の自由化への姿勢に、私に言わせれば、ちょっと変化点があったと思う。それが何かというと前回の答申だと思っている。

菅原課長：効果という面では、料金は、ご覧の通り自由化を始めてから単純平均で言えば、2割近く下がってきている。これをどう評価するのか。

鈴木主査：新規参入はどの程度か。

菅原課長：特別高圧分野は4%台まで上がってきている。

鈴木主査：それはあくらかいておったのが少し下がったというか、全面自由化という後門の虎か狼を用意したから、眠れる獅子が少し頑張らなければならないとやった、わずかな成果ではないか。私は全面自由化という制度を準備しなさいと言っているのであって、それによって各家庭が皆新しいユーザーから買うかということ、日本人の購買ビヘイビアから言うとあまり考えられないと思う。私は風力発電を是非家庭にまで供給しろと提言して、風力発電だけはそうなっているはずだが、環境保護者だから私は買うと言ったが、これは全面自由化の一つの穴開けをやった試みだ。ただ、高い風力発電を皆が買うかと言ったら、なかなかそうはいかないということと同じこと。そこまで電力会社が値段を下げたのは、後門の狼がいるから動いただけのことであれば、更にもう一つ全面自由化というものを用意すればよいのではないか。そういう重要な武器を置かないと進まないのではないか。それがわずか4%にしかになっていない。そういう目で制度を整備したらどうかというのが問題意識だ。

菅原課長：それは一つのご意見であるが、ただ、それをやって取り返しのつかないことになっても困る。

鈴木主査：どんな取り返しのつかないことがあるのか。

菅原課長：例えば、電力会社の原子力に対する投資意欲が、何もしなければ相当阻害され、すぐには今動いているものを止めるということはあるが、新規に建てるということとはなくなるのではないか。

鈴木主査：電力会社に原子力をやらせるために、彼らの喜びそうもない小売りの全面自由化は待ちましよう、取引だということか。

菅原課長：主査が言うように料金を下げるために最終的な自由化までやればいいのかということの一つのご意見であるが、それによる反射的に生じる悪影響と言えはげさだが、影響についても評価しないと、とてもじゃないが、先ずやってみて失敗してから元に戻ましよう、本件はいかないと考えている。一体何が起きるのかということをやって、その悪影響、マイナス面があまりにも大きいのであれば、日本のやり方として完全自由化がいいのかどうかについてどういうやり方があるのか、もしくはそこで止めるのがいいのか、間でもう一回刻むのがいいのかいろいろあるかと思うが、もう一度きちんと考えないと行けない。まず、料金下げるためにやろうということかと思う。

鈴木主査：きちんと検討しなければならないのは賛成だが、検討ばかりしていても始まらない。

菅原課長：こういった場などで、精力的にきちんと課題の抽出とそれへの解決策は何かということをしていろんな場でやっている。前回の規制改革会議のご指摘を受けて評価しろ、その結果を早く公表しろ、直すところがあれば18年度中にもやれということをやっても宿題として受けており、その線に沿ってずっと春からやっている。

鈴木主査：この研究会自体は一昨年の答申を受けて、本来は2007年以降しか重い御輿を

上げる気はなかったところ、答申に沿って早めに検討を開始していると考えられなくもないが。

原委員：私自身消費者団体に所属しており、1970年代から電力、ガスの問題は公共料金ということもあり消費者として非常に関心が高い分野であった。料金についても消費者側と事業者側とで民間公聴会など、いろんなことをやっているが、3つ質問がある。まず、アメリカとかヨーロッパとかで失敗があったと言うが、これは例えば、送電線への設備投資が不十分であったとの分析をされているとのことだが、これはどれだけ丁寧に分析をされているのかというのがまず一点。2点目は、原子力発電と自由化との関係が出たが、私自身消費者側代表として8年ほど前原子力部会の委員になり、4年ほど委員を務めたが、原子力部会の方々は全部原子力の関係者で占められており、ようやくその当時弁護士の方とか敦賀市長とかが初めて入られたが、大多数は原子力関係者であった。その時も色々な意見を言っても進まないというか、そういうことがあり、これは自由化の議論と、原子力をエネルギーとして取るのか取らないのかということを含めて、それは同じテーブルで話をするのではなく、エネルギー政策はエネルギー政策でどうあるべきかを考え、そしてそれを発電と言うところに持ってきたときにどういう位置づけになるのかということではないか。今の電力会社の社長が言っていることだけの延長線上にエネルギー政策があるのではないと思う。違和感を覚える。3つめは、電力、ガスと別々に説明されたが、今の家庭の状況を見ていると、電力とガスの競争というのも、熱源としてエネルギーのどちらを取るというのはかなり競争になっている。このあたりはどのように競争政策を進められる予定なのか。

菅原課長：まず、一点目の欧米の状況については、色々な文献などに目を通してはいるが、まさにこのような状況下で、欧米において自由化の見直しが最近になって出てきた。例えば、来週市場整備課長がヨーロッパに行き、イギリス、ドイツ、EU委員会に行き、役人だけでなく事業者にもヒアリングをし、最新の情報を仕入れに行く。また、11月の後半に米国に行き、各州により異なるのでワシントンやカリフォルニアなどに行き、問題となっているところを重点的に調査し、文献だけではわからないところがあるし、現地のコンサルや我々の出向者にも頼んでいるが、どうしても我々の目、問題意識で見ないと、正確に物事が理解できないということもあり、また、年末に向け本件についても色々議論があるので、是非11月中に、直にヨーロッパ、アメリカの状況を調べてきたい。

原子力部会については、原先生に色々取り組んで頂いたということは承知しているが、その後結構色々な人が入っており、かなり構成が変わっている。自治体関係者や消費者団体の方の厚みが増している。8年前と比べると随分と変わっている。今日は名簿を持っていないが、そういった意味で色々な意見が取り入れられるようにしている。後は原子力と自由化というのはまさに原子力部会、最後は電気事業分科会、総合エネ調みたいなどころでより広範に議論頂く場面があると考えている。一方で、原子

力と環境とか安定供給、セキュリティをどう考えるかということは、ここ2年ほどずっと原子力委員会の方で色々な専門委員を交え、また、各所に出向き国民、地域の方と意見交換をしながら、原子力がどうあるべきかと言うことを相当やってきた。それらを踏まえた上で、自由化をどうするかという議論をしたいと考えている。まだまだ色々工夫の余地はあると考えるが、8年前と比べると随分色々な人との意見交換のパイプは太くなっていると考えている。

あと、電力とガスの競争についてはまさに言われるとおりで、電気事業法、ガス事業法は、それぞれの電力の中での競争、ガスの中での競争なのだが、現場で一番激しいのは正直、電力とガス、それにLPG、灯油も含めた石油、これの一般消費者に対する競争、新提案、一定の規制の範囲内での値段の引き下げ競争を相当激しくやられている。また、マンションへの一括供給とか今許される範囲内で色々な知恵が出てきている。実質上消費者の方からすれば、PPSと一般電気事業者との選択はまだ一般の家庭の所まではいっていないが、燃料間に視野を拡大した瞬間にかなり競争が来ているのではないかと考えている。これについてどう見るかということについては、正直、今まで電気事業法、ガス事業法以外では独禁法で変なことが起きないように公取と一緒にウォッチするという以外にこれからどうするかということについては、まだそれぞれについての決着がついていないので、同時並行的にエネルギー間の競合もこれからどう考えていくのか、それはある意味現在自由になっている。それを消費者利益の観点から何かのケアが必要なのか、それともただ自由にやらせた方がいいのかということも視野に入れながら、それぞれの分野の改革を検討していきたいと考えている。

片山課長：欧米の状況について、アメリカについて言うと、最近の変化で言えばカリフォルニアの電力危機があってから自由化を予定していた5つの州で当面それを凍結した。カリフォルニア州自体が、電力危機の時に自由化を凍結したが、一体どうするのかという住民投票が11/8に行われるという状況になっている。

鈴木主査：そのあたりの細かいことについてはレポートなどで教えて頂くとして。

黒川委員：一番の問題は、電力で言えば、各家庭が本当に安くなったと、認識できるような環境ということで、できるだけ完全自由化という概念があると本当に家庭、国民みんながそのことに実感できるが、今は大口、有力な企業とか、元々電力は大手しかない状態で地域独占だが、ガスはものすごい零細事業者が山のような状態にあるところだから、ここに出てきた問題というのは多分ガスについて言えば、できるだけ小規模なところまでと言う議論だが、これは小規模事業者が今度どのように対応するかということ想定されて出されていると考えるが、大手の方の事業者は、例えば安定供給や安全性などその種の議論というのは、それが今行われているからヨーロッパの水準と比べてまだ電力料金は高くなっている。イタリアよりは少し下がったが、ヨーロッパの水準から見れば日本はまだ高いという認識は、消費者にとってみればもっと安く

なるはずだという認識だと思う。この状態にあるというのは、今くらいの所だからこうなっているとの認識なのか。

鈴木主査：それに関連して、エネ庁は世界に比べて日本の料金は1.6倍だとか言う数字を出しているが、現実には、州にもよるがアメリカの3倍、4倍というデータもあるが、それは縮まっているのか。

菅原課長：それは縮まってきている。

黒川委員：縮まっているのはそうだと思うが、本当に電気の価格というのがもっと下がったら、みんなもっと色々な形で使えるはずなのに、やっぱり高いと言うところがあるのでは。特に、高層の集合住宅などでは調理機器などでもどんどん電気に移ろうとしている、便利なものがいっぱいできているのに、電力料金のことを考えてしまうと思う。通常の家系のところでそういうことが自由になるような環境の所まで行くには、ヨーロッパの水準と比べると高い。そこの壁のところできりぎりの所まで来ているので、もう一步消費者が恩恵に浴したという形になるには、どれくらいの所まで言ったらいいのかと考えているのか。

菅原課長：ヨーロッパなどとの料金差について絶対縮まらないところもある。例えば、日本は天然ガスをLNGでしかとれないが、ヨーロッパはロシアからパイプラインで相当安く入ってくる。もしくは北海からも相当安く入ってくる。それと比べるとイタリアなどはいいい条件にありながら日本よりも相当高くなってきているというのは、やはり効率性の面で日本はかなり頑張っているのではないか。アメリカにしろ、ご案内のとおり田舎に行けばかなり安い、ニューヨークなどは、多分東京電力の方が安くなっているのではないか。これについてもなぜかについて要因分析をしたい。あと新規参入が本当にあり得るのか、新規参入がない中で規制料金を外せば、私が先程言ったように逆に料金が上がってしまっている状況がある。誰も電力会社に対して勝手にあげるなどとは言えない。独禁法で許される範囲内であれば、料金を上げようが、下げようが自由となる。ご案内のとおり、日本の9電力体制は実質的な地域独占であるのに、何の規制もなしに値下げができる。今電力会社は絶対値上げをしないが、なぜなら値上げをしようとするとならば我々の認可が必要となり、認可しようとするれば徹底的に、コストを見るので、とてもそんなことをされては嫌だということで、とにかく下げる方向、または値上げすることに対するプレッシャーがかなりある。これがはずれた瞬間に、どうなるかと言えば、自由化の所は今上げようが下げようが自由だが、消費者のところでは本当に上がったりしないのか、大丈夫なのか。適正な競争が守れる環境になるようちゃんと競争者が現れるのだろうかというところが確信を持ってないと、最後一旦規制を外して、やっぱり元に戻しますというのは、多分今の世の中の流れからすればあり得ないので、本当に消費者にとって、今の9電力の状態ですべてを放つのが本当にいいのかどうか正直言って確信をもてないところがある。それに確信が持てればいいのだが、加えて原子力だ、環境だ、セキュリティだ、供給安定性だという問題が周辺に大

きく出てきたので、主査が言うように昔言ったように自由化だ、すぐに乗れと言われてもなかなかそれは、色々検証しないと判断できない。

鈴木主査：それについての規制方法というのはある。10年前にやった運輸部門における需給調整の撤廃のときにも、料金については上限価格制にして、下限をフリーにした。だけど、たとえばトラックなどは競争が盛んで、新規事業者が入ってくるころなので上限規制はほとんど無意味となった。電力はそのような状況にはならないかも知れないが。ただ、エッセンシャルファシリティの議論は数年前にエネ庁ともやったが、そのようなものを供給するものについては上限に節度を持ってもらうということは何ら矛盾することではない。現にそういう規制はある。あなた方の先輩と昔議論させて頂いたときにも、エネ庁は最初発送電分離ということ電力会社に投げかけて議論したが、民間企業の経営形態へ文句を言うなと蹴飛ばされた。それと同時に電力会社が反対と思っていた全面自由化を受けて立ちましようと言い出した。その代わり電力会社は全面自由化だから、以降行政は介入はしてくれるなどと言われて、これは大変なことをやったと驚いたという歴史がある。

その時、原子力の話もされたが、少し電力会社の頭を押さえておく権限を残しておかないといけない、それは規制分野を残すことだ。それがないと怖い。何をするか分からないという考え方が根本に潜んでいるのではないか。そのような規制を残した形でコントロールするのではなく、エッセンシャルファシリティについてはあるプライスカップをつけてやるのは規制でも何でもなし。電力会社は事実上独占しておきながら、全面自由化を認めたのだから、新規参入者は4%しか入っていないけれど、価格の自由は認めるべきだ、エネ庁は口なんか挟んではならないというのは、言う方がおかしい。それは独占状態を解消してから物を言えということだ。NTTへの非対称規制というのもまさにその考え方である。そういうことも考えの中に入れて最もいい競争状態を作ることを絶えず進めることが必要である。

菅原課長：最初は理念でいろいろ制度設計としてあってもいいと思うが、色々な先人の経験に学んでいくことも必要でないか。

黒川委員：今は事前規制という考え方をできるだけやめて、競争政策評価と言う概念を持って行って、何か問題が起きたときに事後評価と言うことで、きちんとチェックするという根本的な政策評価に関するものの考え方というか、逆転をイメージしている。やらなければならないファクターは全て一緒かも知れないが、考え方として、全面展開で競争政策になっていて、問題が起きると言うことを想定しておいて、今回の評価小委員会でもそういったところをチェックしようということになっているのだから、この委員会はある種、考え方としては事前規制を外した状態にして、事後評価をするというプロセスの形にはなっているように思える。だけど、今言われたのは、やはり事前規制は必要だという風に聞こえる。

菅原課長：まさに事後評価でちゃんとやるのだということについては、前回の改革でも取

り入れたつもり。ただ、事後評価だけで全部運営するのかという、基本的にはその考え方には賛同する一人だが、電力の場合は投資してから実際投資活動が始まるまで、送電線にせよ原発にせよ何にせよ 20 年、30 年さらにかかってしまう。この計画を止めるのは明日にでも止められるが、ずっと計画しているのをぼつとそこで止められると振り出しに戻ってしまう。インフラ投資なり電源構成の変化なりということは、まさに供給、環境のところに価格面以外に直接響くものである。これを全て事後でやれと言われて、30 年後にやっぱりやらなければ良かったねと言われても、多分どうしようもない話なので、そこは大規模投資を伴う電力と、割と技術の進展が早く迅速にそのあたりへの対応ができる業種とは違うところがあるというのは事実としてあると思う。例えば放送でこうやっている、だから電力でもできるはずだという共通部分はあると思うが、共通には扱えない部分はどうしてもある。そこがここだけで議論されてもやはり誤る可能性がなきにしもあらずと考える。

鈴木主査：この問題は我々の基本的なテーマであるから、仰っておられるのは克服できない問題ではなく、我々が知恵を出し合えばいいと思う。だから、その審議は少しムーブアップしなければならない。早く結論が出るようにやって下さい。時間をかければ良い結論が出るものでもない。

ついでに言うと、片山課長が研究に行かれると言われたが、小売り自由化を進めた貴方方の先輩は、4月に行って、6月には帰ってきて全面自由化の案を作った。わずか2ヶ月で作っている。ということから考えたら、せっかく今度2回目の外国視察をされるのだったら、もっと短い時間で結論を作れると思う。

当面の問題として、これは 2001 年の時にも議論したが、連系線は、それまでは東北電力と東京電力との間のごく細い線だけで足りていた。緊急の場合のものだけだったからだ。だが、そこをフリーにしようというので、ISOか何かにやらせるというような、自由にそのところは繋げられるという案が出た。まあ、大々的なものを置く必要があるのかという疑問はあるが。しかし、極端なボトルネックを作っておけば、それは問題なので、その境界地域の送電線を拡大するというのが 2001 年の答申のテーマだったということが一点。それから同時同量の問題というのが少しずつ緩和されてきたけれども、これも依然として現在のネックになっている。その問題をさらに緩和すべきではないかと。この問題についてはどうか。

菅原課長：同時同量の方は、具体的にはもうちょっと言って頂くと、料金の問題なのか。

鈴木主査：30分というのは、最初は極めて厳格だったのが、私どもの答申の時にも議論して、少し和らげたと思う。しかし、依然としてそれがネックであるという議論もあるから、それに対して、そういう議論がないのかを聞いている。

片山課長：まず、30分同時同量というところは変わっていないが、それを外れたときにどういう料金徴収を行うかというルールを4月から変えた。これについて、変えたことによって却って昔の方がよかったということなのか、あるいは、それによって新規参

入者が実際に商売をやる上で支障が減ったのかどうか。現にこれがうまくワークしているのかどうか。こういった辺りを、評価・検証作業の中でまずはきちっと見ていくことが大事だと思う。その上で、今のやり方を改善するところが出てくるのかどうか。出てくるのであれば 18 年度中に措置できるものは措置していきたい。いずれにしても、評価検証の俎上に乗せ、具体的にやっていきたい。

それから連系線の話は、ISO というのは、基本的にはむしろ日々の運用を行っていくという・・・

鈴木主査：その運用をやるというのが 2001 年の答申だった。結論は運用ではなく、プランニングをするという話になったが。

片山課長：今の中立機関は、ルールを作るということ、紛争があった場合の紛争処理をするということ、実際の系統の情報を利害関係者にきちっと伝え透明性を確保すること・・・

鈴木主査：だから、2001 年の答申にちゃんと書いておいた。一つは全面自由化をやっていないということ、もう一つは ISO というインディペンデントなものにオペレートさせるというのが答申だったが、それをルール作りの機関にしてしまったということ。それでは 9 電力の支配を受けるのは当たり前だ。だから、欠陥二つありの欠陥商品である。先輩が作った欠陥を補うのが後輩の仕事だと思う。

片山課長：まずは今の制度自体、中立機関をこの 4 月から作って、実際にそれが始まっている訳である。ISO にしても中立機関にしても、目指すのはその送配電網、ネットワークというものが電気事業者にとっても、新規参入者にとっても公平なアクセスがちゃんと担保されているかどうかを狙い。形態は違うが、確かに仰るとおりだが、予定された機能が本当にワークしているかどうかを評価検証の中でやっていく。その上で、どう考えるかということではないか。

菅原課長：主査の思いはあると思うが、2001 年度末の答申を見ると、「市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織、監視のための組織、機動的な紛争処理を行う組織を整備する。」と・・・

鈴木主査：それはまた別途作ったもの。それは行政が受け持つ競争監視機能。ISO というのは要するに発電指令を出しオペレートするもの。これを、独立の機関でやること。そうでないと特定の電力会社の利益のために、そこにたくさんアクセルを踏んで発電させる、新規参入者の方にはブレーキを踏んでさせない。そうして競争させないようにする危険性があるから、そこを独立すべきということを行ったのが、2001 年答申の重大な二番目のポイント。

菅原課長：ただ、ご案内のとおり、主査の仰ったとおりになっていないかもしれないが、電力会社の中でも、発電部門、送電部門、販売部門の情報遮断とか、会計の分離とか、そこを徹底的に我々も監視していくことで、新規参入者が電力会社に不利に扱われないような制度を、ペナルティを含めて、前回ご指摘頂いたとおり、やっている。それ

を今、本当に不利に扱われていないかどうかを市場監視委員会という、別にちゃんとしたウォッチするものまで作って見ている訳なので、まず本当にそれでワークしないのか、何か本当に不利益が発生するのかどうかを、今年の4月からその制度が動き出したばかりなので、まずはそれで何が足りているのか足りていないのかを見る必要性があるのではないか。それをさっきから言っているように、この評価委員会で、まだ4月から半年ちょっとであるが、その間の実績、若しくはそれから予見される問題などを含めて、PPSからのヒアリングを含めて、問題点を把握したい。昔言ったものと違った形ではあるが、効果としては同じものを我々としては用意したつもりなので、本当に足りているのか足りていないのか、まず見させて頂きたい。

鈴木主査：そういうだろうとは思っていたが。

松村助教授：話を蒸し返して申し訳ないが、全面自由化の議論のところで、4点懸念をお伺いしたつもりだが、原子力の問題、送配電網の投資のインセンティブの問題、環境の問題、それから規制無き独占という恐れがあるという4点。この4点目については基本的に私も同意するので、だからこそ慎重な検討が必要だと思うが、前の3点については、ちょっとあの議論では納得いかない。どういうことかということ、自由化していない状況と全面自由化した状態を仮想的に考えて、原発はどっちがやりやすいかと考えると自由化していない方がやりやすい。送電線の投資はしやすい、環境問題というのがあり得る、こういう理屈は分かる。しかし、今考えている問題は、今部分自由化のスキームができていて、この部分自由化を時計の針を戻してまた総括原価全部の世界に戻すということは検討になってない訳だから、選択肢としては、今の部分自由化の世界か、或いはさらにこれを進めるのかということが基本的な位置づけ。そうすると、ここから全面自由化を進めると、送電線の投資のインセンティブがさらに減る、原発の問題がさらに深刻になる、環境の問題がさらに深刻になるということでない、論理的におかしい。この全面自由化と自由化でないところというのはあると思う。それで、完全自由化されていない全て総括原価の世界の方が、原発がやりやすいという理屈はわかるが、原発の問題があるからここを慎重にと言うのであれば、部分自由化から全面自由化に進むと、さらにその問題が深刻になるということがないといけないと思う。例えば、さらに深刻になるということで、半分は自由な世界だが、半分は総括原価の世界で、原発で失敗しても、家庭用の値段をいくらでも上げられるから、家庭用が自由化されていない世界だと原発がやりやすいが、そうじゃない世界では原発がやりにくいと、こんなことを言ったら誰も支持してくれないと思う。そんなことじゃないと思う。そうすると、今言ったとおり、完全に自由化していない世界と比べてどうかというのはすぐに分かって答えられると思うが、部分自由化が今よりももっと広がることは、そんなに簡単なことではなくて、従って、それなりに人が納得する理屈が必要である。慎重に検討する必要があることを納得させることが必要で、くどいようだが、送電線の投資のインセンティブも、全面的に全く自由化されていないと

きに比べて難しい問題があるというのは分かるが、それは部分自由化のスキームでも難しい問題は出てきていて、それを一生懸命工夫している。それをさらに深刻にするという理屈、家庭用のところでは、先ほどお二人の話でも、そんなに取られないであろうということを言っていて、実際に多くの人はそう思っている。そういう中で、本当に深刻な問題だということをもう少し詰めて頂いて、本当に慎重に検討すべき部分かどうかということ自体から、もう一度整理して頂きたい。

菅原課長：ちょっと乱暴な議論をしてしまったが、先生が言われるとおりで、部分自由化と全面自由化との間で、今私が言った3つの要素にどの程度の影響があるのか、或いはあり得るのかというのは、これはもっと検証しなければならず、全く関係がないのか、それともやはり投資意欲に対してどう影響を与えるのかというのは、評価委員会の話とはまた別だと思う。一方で、自由化の中で家庭用まで自由化するのと、電力間競争がそれとの連携で家庭を目指した電力間競争というのがあって、どういうことになりうるのか、また自由化が産業用から始まるにしても、電力会社にとって長期的な投資に対してどういう影響を与えるのかといったことは、単に向こうが言っていることとは別に、きっちり検証せねばならない。問題は、これまでの自由化でも問題が生じているのは間違いなく、ただそれを6割から100%までやるのが一体どういう意味があるのかについては、先生が仰るとおり、きちんと検証しないといけないと思っている。それから、今度原子力部会で原子力と自由化を検証する委員会というのを12月早々には立ち上げる予定であり、今言われたところが大きな論点になると思うので、真面目に検討したい。

鈴木主査：他にありませんか。私は言い出したらきりが無いから。本当に雨が降ったり晴れたりするのが御庁の特徴ですが。今菅原さんは、自己評価はなんだと思っていますか。今日は晴れですか、曇りですか。

菅原課長：いや、雨でした。去年からさんざんやっているが、やはりいろいろ検討すべきところがあるということで、逆に期限を決めて、全面自由化を推進するというやり方も一つあると思うが・・・

鈴木主査：しちゃっているはずですよ、もう。

菅原課長：電力とか、そういう問題についてはあまり乱暴なやり方がいいかどうかというのは、本当にいろんな広範な問題があり過ぎるなど。

鈴木主査：先輩が乱暴なことやったといたい訳か。

菅原課長：いや、最初の制度設計は自由にやっていいと思うが、我々はそれを執行段階で関与してきている訳なので、現実的な問題点がやはり出てくる。あと冒頭言ったように、やはり環境の変化は無視できないと思う。先人の経験に学ぶというのは、謙虚に学ぶところがあれば学んだらいいと思う。それを最初こうだったというところで必ずしもやる必要は全くないと思っており、要するに、ベストな解を求めたいというところではそんなに差はないと思う。

鈴木主査：7割が10割になる。しかも増える3割は一気に変わるわけではない。範囲が広がるだけで、現実に7割のところだってそんなに変わっていない。

菅原課長：ただ、どうせ変わっていないのだからというのも変な議論だと思うが。

鈴木主査：それは違う。やはり全面自由化という旗の下で、電力業界が競い合いなさいと、どこに売ってもよいと、いかなる制限もないのだと、総括原価主義の中で甘い汁を吸うことはもうできないのだということを制度として自覚する意義が大事だ。では価格は100%自由かといえば、不可欠設備で完全競争が機能していない間は、価格の拘束は付く。当たり前のことである。そうでなければ完全な自由競争状態になって、東京電力が東北電力の顧客をどんどん取ってくるということをやればよい。そういうことはやらないのだから。

菅原課長：4月に始まったばかりで、最初に述べたように、九州地方に事例があるが、これから伸び始めると思う。

鈴木主査：私もそういう期待をしているが、ああいうものは一人が殴ると、相手が黙ってはいないということから、競争状態というのは始まるものだから。私は期待している。ただ今年度の問題としては、一昨年言った検討しろということ、去年はさらに検討しろと言って、今年はずっとずっと検討しろというのは答申にならない。

菅原課長：真剣に検討する。

鈴木主査：さっきお答え頂いてないが、連系線のところでのトラブル、問題はあるのか。連系線というのは要するに、これまでの領域が違う東北電力と東京電力との境目。周波数の問題以外に、領域が違くと、今まで域内独占供給だったのだから、領域の中を供給していればよかった、領域間はお互い緊急電力用として、細いパイプがあればすんだ。それをもっと、ものすごく太くする必要はないと思うが、自由化をしたら、あまりにも狭いボトルネックがあれば、電力が動かない。そこはもっと広げなければならないという問題は孕んでいるのかどうかという問題。

片山課長：今のところは、これも評価検証の一項目に入れているが、連系線容量が問題になって、電力の広域流通がストップしているというのはあまりない。

鈴木主査：それでいいのか。

松村助教授：先ほど東京・東北間は問題ないと言われたが、私は問題あると思う。原発が一基止まるだけでほとんど容量なくなる訳だから。それから風力発電についても、東北のところでは周波数の制約があるが、基本的に連系線というのをうまく使ってやればもっと広がると思うが、そこが細いがためにそういう結果になっているのはあると思う。だから、東京・中部と比べれば最も小さいというのは間違いはないが、問題は東京・中部だけだということはない。

片山課長：もちろんそういうことを申し上げている訳ではないが、連系線の容量の制約が今ものすごく電力の広域流通を阻害しているのかといわれると、そこまで如実には出ていないと思う。ただ一部、今松村先生が言われるように、原発が動かないことによ

って、その空き容量が極端に減るような場面が出てくるというケースが現に存在しているのもまた事実。そういう意味で、連系線というのをどういうふうに考えていくのか、これは自由化ということだけではなくて、原発を新規に作っていくときに、送電網をどういう風に考えていくのかということも絡んでくるが、今後そういうことは考慮すべき大きな課題だと認識している。

鈴木主査：この問題については、念のためまた相談させてもらうが、今言ったような問題があり、どういう風に扱うのか。一年目も勉強した、二年目も勉強した、三年目も勉強しろと言わせるのか、それとももう少し違った方向でいくのか、ということで、いろいろ相談させてもらいたい。慎重に考えて勉強するのはいいが、未来の検証というのはいかない。未来のことは検証ではなく、予測するだけのことなので、それにあまりこだわらずやらないと世の中進まない。だから政策課長は、暗黒の世界に戻るのか、戻らないのかということを経験的には聞きたいが、戻る気はさらさらないという返事が当然返ってくるだろうから聞かないことにする。

菅原課長：みんないつも先に言われてしまう。

鈴木主査：それでは時間が超過してしまいすみません。またよろしくお願いします。

以 上